

〔提出者〕日本共産党神奈川県議会議員・木佐木 忠晶（横浜市鶴見区選出）

（注）一問一答形式に編集／アンダーラインは質問の中心部分
文責：日本共産党神奈川県議会議員団

【質問項目】

- [1] 神奈川県の不妊治療支援をすべての県民に届けるために
- [2] 県内企業に就職をする若者に対する奨学金返済支援制度の創設について
- [3] 当事者目線の障害福祉を推進していくための施設運営の在り方について
 1. 障害者施設の運営方法のあり方について
 2. 視覚障がい者が安心して利用できるプールの確保について
- [4] 県の特別養護老人ホーム整備促進の本気度について
- [5] 消費者施策推進指針の改正にあたっての県の取り組み強化について
 1. 訪問販売被害防止に向けたステッカー等による拒絶意思表示の条例化について
 2. 適格消費者団体の活動維持・発展に向けた支援強化について
- [6] 暮らしと環境に重大な影響を与えるリニア中央新幹線に対する知事の姿勢について



【1】 神奈川県の不妊治療支援をすべての県民に届けるために

現在、我が国の出生数は減少の一途をたどっており、2024年には70万人を割り込むことが予想されています。この深刻な少子化の状況に対し、国や地方自治体が一体となって対策を講じることが急務です。一方で、不妊治療を希望する方々の数は年々増加しており、2022年には体外受精による出生数が7.7万人に達し、全体の出生数の10人に1人以上を占めるまでになりました。このことから、不妊治療への支援が少子化対策の重要な一翼を担っていることが明らかです。そして何より、身体的・精神的・経済的に大きな負担を伴う長く苦しい道のりを歩む不妊に悩む当事者に寄り添うものです。

神奈川県が、不妊治療の先進医療に対する支援を開始し、大きな前進を遂げたことは評価に値します。しかし、現時点で県と協調補助を行っているのは県内16自治体で、来年度からの実施を目指している自治体を含めても19自治体であり、人口で言えば半数に届かず、支援の広がりが十分とは言えない状況です。

そこで県としてこの現状のどこに課題があると考え、どのように改善していこうと考えているか知事に伺います。

さらに、不妊で苦しむ当事者に寄り添った支援を進めるためには、県内どこに住んでいても、自治体の財政力に左右されることなく不妊治療の支援制度を利用できるようにすることが不可欠です。そのため、県として不妊に悩む当事者一人ひとりに寄り添い、その苦しみを軽減し、希望を持って治療に臨める環境を整える必要があると思います。

県内どこに住んでいても不妊治療への支援が受けられるよう、県単独の制度を創設すること、少なくとも県の補助割合を増やすべきと考えますが、知事の意気込みと今後の具体的な方針について伺います。

不妊治療支援は、人々の人生と向き合う施策です。神奈川県が不妊に悩む方々の声に耳を傾け、持続可能な支援体制を築くための牽引車となることを強く望みます。

【黒岩知事答弁】

県では、不妊治療を行う方々を支援するため、令和6年度から、保険適用外の先進医療を受ける方

に対し、市町村と連携した補助を開始しました。

令和7年度には19市町村でこの補助が実施される予定であり、一定の広がりを見せていますので、全ての市町村での実施に向けて、引き続き積極的に働きかけていきます。

一方で、補助を実施していない市町村からは、財政負担が大きいといった声も伺っており、県としても、不妊治療の支援は、市町村の規模や財政力に関わらず、本来、全国一律で行われる必要があると考えています。

そこで県では、国に対し、医療保険の適用外で先進医療となっている治療も、有効性や安全性の検討を進め、保険適用の対象とすることについて、要望を行っています。

今後も引き続き、不妊治療を必要とする方が安心して治療を受けられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

【2】県内企業に就職をする若者に対する奨学金返済支援制度の創設について

労働者福祉中央協議会が2024年6月に行った「高等教育費や奨学金負担に関するアンケート」(<https://www.rofuku.net/20241018/>)によれば、奨学金利用者は大学卒業者で45.2%、全体でも31.2%にのぼっています。また、奨学金返済について7割が不安を感じ、4割半ばが生活苦を感じているという深刻な状況が明らかになりました。さらに、奨学金返済が結婚、出産、子育てへの影響を及ぼしていると感じる人が4割近くにのぼり、この状況は以前から改善が見られていません。

アンケートの記入意見には「奨学金返済がなければもっと楽しく生きられた」「兄の亡くなった保険金のおかげで返済できた。そうでなかったら、不妊治療の末の2人の子供を持つことは考えられなかった。これから不妊治療をする人の中にも、奨学金の返済で諦める人も必ずいると思う。返済についても少し救いが必要だと思う」など、奨学金という名の借金が卒業後のスタートに大きな足枷となっている現状を突き付けています。

教育費の負担軽減については、高等教育まで段階的に無償化するという国際人権規約の規定を批准した政府が、もっと積極的な取り組みを行うべきと考えます。しかし、それまでの間、住民の福祉向上や国の施策を地域から引き上げていくために、地方自治体としても様々な取り組みを組み合わせ教育費の負担軽減に取り組むべきです。

このような背景を受け、兵庫県では、県内中小企業に就職した若者に対して、本人・企業・県が1/3ずつ奨学金返済を負担する制度をさらに拡充し、本人負担分も県が負担する形で、企業1/3、県2/3を支援する制度を実施しています。この取り組みは、若者の経済的負担を軽減し、将来への不安を解消するだけでなく、中小企業の人手不足解消にもつながる効果的な施策として注目されています。

県内でも川崎市が教員不足解消に向けて、採用試験の上位者に限定されているものの、最大で200万円の奨学金返済支援を導入しようとしています。

東京都でも教員や技術系の公務員に対して返済を支援する方針を明らかにしており、神奈川県が後塵を拝しているのは明らかです。

こうした奨学金返済支援制度は、企業にとって大きなメリットがあります。就活に取り組む学生にとって奨学金の返済負担が軽くなることは、県内の中小企業への就職を選ぶ動機になります。これにより、企業は優秀な人材を確保し、人手不足の解消につながります。

また、経済的な負担が減った若者は、将来に希望を持ち、長く働き続ける意欲が高められることで、従業員の定着率が向上し、採用や教育にかかるコストも削減できます。

さらに、企業が若者を支援することで、地域社会からの信頼や評価が高まります。社会貢献に取り組む企業としてのイメージが向上することは、経営基盤の長期的な強化にもつながります。

このように制度を導入することで、応募が増え定着率が上がる可能性が高まることを踏まえれば、企業にとっても大きなプラスになるはずです。

帝国データバンク横浜支店の2024年10月の調査では、県内企業の55.7%が正社員不足と

回答しており、「小規模事業者を中心に大企業の賃上げペースに追いつかず、人材の確保や定着が難しくなることが予想される」と指摘しています。神奈川県として人材確保策に取り組んでいるものの、依然として中小企業の人手不足が解消されていない現状を踏まえれば、取り組みの幅を広げ、小規模事業者も人手を確保できるように特段の支援をすることが必要です。

そこで神奈川県としても、若者の将来不安の解消と中小企業の人手不足解消を両立させるため、県内中小企業に就職した若者に対して奨学金返済の支援制度を創設すべきと考えますが、知事の考えを伺います。また、とりわけ体力の少ない小規模事業者に対して企業分も県が負担し、奨学金返済支援制度を導入する企業を広げるべきと考えますが、知事の認識の到達を伺います。

【黒岩知事答弁】

大学等の高等教育については、国において、令和7年度から子ども3人以上の世帯に対する大学等の授業料等の無償化が予定されており、引き続き国の責任において学費の軽減や返済の免除等の検討を行うべきと考えます。

また国は、若者のUターン・Iターン就職等を促進するため、奨学金返済支援制度の活用を推進していますが、本県は、2024年の人口移動報告において、生産年齢人口の転入超過が東京都に次いで全国で2番目に多いこと、さらに県内の一部の市町村では、地域のニーズに応じて、既に独自に取組も行っていることから、現時点では本県全域での対応は考えておりません。

県では、中小企業の労働力不足に対して、生産性向上やデジタル化の支援、求職者とのマッチング強化や外国人材の活用等により、しっかりと取り組んでまいります。

【3】当事者目線の障害福祉を推進していくための施設運営の在り方について

1. 障害者施設の運営方法のあり方について

現在、ライトセンターと聴覚障害者福祉センターの次期指定管理者の指定に向けて準備がなされていますが、常任委員会の報告で指定管理者の選定に「経費節減」を評価項目に入れている点に強い違和感を覚えます。当事者目線の障害福祉推進を掲げるのであれば、障害者施設の運営は、コスト削減よりも当事者のニーズに応えるきめ細かな対応を最優先するべきであり、知事の言葉の本気度が問われています。聴覚障害者福祉センターは、現在も当事者団体が運営に関わり、利用者目線のサービスを提供しています。運営に当事者団体が関わることで、施設の使い勝手や課題解決、改修・改善が当事者の目線で進められることが担保されると思います。

一方で、ライトセンターは、これまで指定管理者だった日本赤十字社神奈川県支部が次期の指定に手を挙げないとされており、ライトセンターを利用する視覚障がい者の方々の目線に立った運営をしていけるのかが目下の課題と言えます。障害者施設の運営は、単なる「効率性」ではなく、「持続可能な支援体制」の構築が肝心であると思います。

実績のある指定管理者が次期運営に手を挙げられないほどの経費節減を迫り、競争にさらすことになる公募が、逆に当事者目線の障害福祉推進のハードルになってしまうという不公正な結果を招来しているのではないのでしょうか。施設を直営に戻し、業務委託などで当事者の目線を運営に反映していくなどの手法も視野に入れるべきではないのでしょうか。

そこで県立の障害者施設の運営については当事者団体の参画を促し、県の継続的なモニタリングを通じて課題解決に取り組む姿勢が大切と考えますが、知事の見解を伺います。

また、新たな指定管理者が選定されることとなるライトセンターにおいて、経費節減も含めて競わせる公募ではなく、当事者目線でライトセンターを運営し障害福祉を推進できる団体を指名によって選定することや、直営に戻し当事者団体に業務を委託するなどの方法を検討すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

ライトセンターと聴覚障害者福祉センターでは、毎年度、施設利用者等に協力を得て、利用者満足度調査を行っており、その結果は、県のモニタリングの際に確認しています。

こうした取組も含めて、指定管理者においては、利用者である障がい当事者の意見を丁寧に伺い、県は、継続的にモニタリングを実施して、当事者の目線に立った、よりよい施設の運営を目指していきます。

ライトセンターでは、視覚障がい者に、様々なサービスを提供していますが、このサービスは、固定的な、決まった内容ではなく、利用者一人ひとりの個別ニーズや、障がい者を取り巻く環境の変化などに応じて、さらに、充実を図っていく必要があります。

そのため、ライトセンターの指定管理者の選定基準では、評価の配点について、100点満点のうち、サービスの向上を70点、管理経費の節減等を5点、団体の業務遂行能力を25点としており、事業面における利用者へのサービスの向上を、特に重視して評価を行い、令和8年度からの次期指定管理者を選定していきます。

2. 視覚障がい者が安心して利用できるプールの確保について

現在、ライトセンターではプールの利用が休止されています。私が当事者団体の方から伺った「安心して安全に利用できるプール」は、ライトセンターを含めて県内2カ所くらいしかないとのことでした。視覚障がい者にとって、水泳は健康維持や社会参加の重要な手段です。パラリンピックで活躍する選手もいる中、ライトセンターのプール休止は大きな支障となっています。特に、同施設のプールは視覚障がい者にとって「安全に泳げる数少ない場」であり、早期の利用再開が強く望まれています。

加えて、ライトセンターだけに依存せず、県内各市町村のプールでも視覚障がい者が利用しやすい環境を整える必要があります。例えば、体育センターは公共交通機関でのアクセスに時間がかかるため、地域の身近なプールで対応できるよう、バリアフリー化やスタッフ研修を進めるべきではないでしょうか。

そこで県として、ライトセンターのプールの改修を進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。また、県内各地で視覚障がい者が安全に利用できるプールを普及していくための具体的な方針を示してください。また、市町村を含めたプール運営者に合理的配慮の提供ができるよう助言や必要な施設整備へ支援すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

ライトセンターのプールは、老朽化が進み、錆の発生などにより利用者が怪我をする危険があることから、令和2年3月から利用を休止しています。

プールを再稼働させるには、プール槽本体だけではなく、ろ過器やボイラーといった付帯設備の更新も必要です。

県が令和4年度に設置した「神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会」の報告書の中で、プールについては、「県の財産として利用を継続していくべき」という意見とともに、「共生社会を目指す中では、ライトセンターのスポーツ施設という限られた場所ではなく、広く一般の人と同様に視覚障がい者が身近な地域でスポーツを楽しめるようにしていくべき」として「廃止も含めて慎重に検討されるべき」という意見が併記されています。

ライトセンターのプールについては、当面、休止を継続することとしますが、今後、廃止やプールの設置場所の利活用等も含めて、慎重に検討をしていきます。

昨年4月に施行された改正障害者差別解消法により、スポーツ施設においても、障がい者に対する合理的配慮の提供が義務化されました。

令和4年度に、ライトセンターが、県内の公立等のスポーツ施設80施設を対象として実施したアンケート調査では、回答のあった52施設のうち22施設からプールがあるとの回答があり、そのうち、11施設では、視覚障がい者が利用していることが確認されましたが、他の施設でも視覚障がい者の利用がさらに進んでいくことが見込まれます。

県内各地で視覚障がい者が安全にプールを利用することができるようライトセンターの職員が視

覚障がい者と一緒に地域のスポーツ施設に出向いて、利用を支援するといった取組も進めており、今後も、引き続き、実施していきます。

また、合理的な配慮の提供は、スポーツ施設設置者の義務であることから、ライトセンターでは、スポーツ施設から、視覚障がい者がプールを利用する際に、どのような配慮をすればよいのか、施設の整備のあり方を含めた必要な助言を行っていきます。

[4] 県の特別養護老人ホーム整備促進の本気度について

団塊の世代が75歳となるいわゆる2025年問題の年を迎え、神奈川県は全国平均よりも年少人口や生産年齢人口の割合が多いとはいえ、今後高齢者人口の割合が増加する事態を避けることは難しい状況となっています。神奈川県高齢者居住安定確保計画においても、高齢単身世帯は今後も増加が見込まれており、介護が必要となったときに安心して入所できる公的施設として特別養護老人ホーム（以下、特養）が重要な役割を担っています。昨年の特養待機者は、全県で1万人を超えており、その状況が解消される見込みもありません。

特養は、低所得者や重度介護が必要な高齢者、地方在住者など、社会的に弱い立場にある人々を支える重要な役割を担っています。公平性の確保、地域格差の是正、家族負担の軽減、公的責任の履行など、高齢化が進む日本社会において、特養を整備する必要性は一層高まっていると言えます。

かながわ高齢者保健福祉計画第8期では、3年間で約3,400床の整備を進め、待機者の解消を目指していました。しかし、第9期計画では整備目標を掲げるのではなく、市町村から寄せられた待機者数をサービス提供目標として積み上げただけで、県としての特養整備に対する姿勢が明らかに後退しています。

依然として待機者が多数いるにもかかわらず、待機者解消のための特養整備が進まない理由として、現状で特養に空床があることや、待機者から入所を断られるといった事業者からの声もあります。しかし、それは直ちに特養の需要が満たされていることを示すものではありません。実際、2020年（令和2年）3月の「特別養護老人ホームのサービス提供実態に関する調査研究 報告書」によれば、広域型、地域密着型ともに定員に対する入所率は97%前後となっており、地域による差はほとんど見られず、いずれの都市圏・都市区分でも同様の状況であることが報告されています。

また、2023年（令和5年）3月の「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究 報告書」によれば、入所辞退理由の上位を占めるのは、入院や他の特養や施設への入所が決まったこと、医療ニーズに答えられないことなどですが、入所費用の負担が困難であるという回答も無視できません。介護度1、2の方は原則として入所できないという状況や、多床室に比べて入居費用が高額となるユニット型が整備されていくことで、入所費用が払えないという状況が空床を生む要因になっていることを直視すべきです。利用者、事業者双方のためにも、こうした入所の制限要件はなくすべきであり、入居費用を低廉なものにしていくことや、所得に応じた減免制度を拡充していくことが必要です。

7期8期計画では、特養の整備目標が掲げられてきたにもかかわらず、9期計画からは掲げられなくなったことは、知事が特養の増設の必要性を持っていないと考えざるを得ませんが、知事の認識を伺います。

[黒岩知事答弁] ●特養の増設の必要性について

高齢化が進む中、在宅での介護が困難な要介護度の高い高齢者を入居対象とする特別養護老人ホームは大変重要な施設です。

特別養護老人ホームの整備は、第9期「かながわ高齢者保健福祉計画」においても令和6年度から3年間で約2,700床を整備し、令和8年度末までに43,716床とする目標を掲げており、この目標に達成に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

県では、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き、特別養護老人ホームの整備を進めていきます。

県としての整備目標を持ち、目標達成に向け県有地の提供や賃借料への補助など整備推進に向けたこれまで以上の取り組みを進めるべきと考えますが、知事の姿勢を伺います。

【黒岩知事答弁】 ●県有地の提供や賃借料への補助など整備推進に向けた取組について

特別養護老人ホームの整備を進めるため、県では、政令指定都市・中核市を除く地域で、新たに施設に開設する際や、建替えを行う際に、整備を行う床数に応じて補助を行っています。この補助については、令和6年度に、物価高騰等を勘案し、単価を1床あたり2,550千円から3,621千円への引上げも行いました。

また、特別養護老人ホーム整備のための施設用地の確保に向けては、定期借地権設定に係る一時金に対する事業者等への補助や、土地所有者と事業者とのマッチング等の取組を行う市町村への補助を行っておりますので、こうした取組を通じて、引き続き特別養護老人ホームの整備促進に努めてまいります。

また、待機者がいる一方で施設に空きがあるとの話もある中、空床がある施設の数と空床率、その原因がどのようなものなのか、それに対する県の対策を伺います。

【黒岩知事答弁】 ●空床がある施設の数と空床率、その原因と対策について

県では、県内の空床のある特別養護老人ホームの施設数を把握していませんが、施設全体の平均入所率は約95%となっており、約5%の空床があると推計されます。

この特別養護老人ホームの空床については、事業者の団体からは、特別養護老人ホームの整備が一定程度進んでいること、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など介護を必要とする高齢者の住まいとしての選択肢の幅が広がってきたことから、空床が増加傾向にあると伺っています。

しかし、病院に入院した入所者の退院を待つために、空床として確保しておく事例もあることから、一定数の空床は必要であると考えます。

県では、補助金も活用しながら、施設の整備を進め、特別養護老人ホームへの入所を希望する方々ができるだけ早期に入所できるよう取り組んでいきます。

【5】消費者施策推進指針の改正にあたっての県の取り組み強化について

1. 訪問販売被害防止に向けたステッカー等による拒絶意思表示の条例化について

神奈川県内の消費者被害は高止まりの状況となっています。オレオレ詐欺などに対して固定電話での対策が進んだことも背景に、電話勧誘販売だけでなく点検商法や押し買いなどの訪問販売による被害が目立つようになり、訪問販売に関する相談が年間6,000件近く寄せられています。

2017年の神奈川県消費生活条例改正の際、神奈川県弁護士会をはじめとする各方面から、不招請勧誘禁止条項の導入や、「セールスお断り」「訪問販売お断り」といったステッカーを訪問拒絶の意思表示として条例上明確にすべきとの意見が寄せられました。パブリックコメントに寄せられた半数近くの意見がこの規定に関するものであり、その7割が賛成意見でした。しかし、これらの提案はなぜか見送られました。神奈川県は、「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」を出しましたが、必要なのは具体的な対策であり条例上の位置づけです。

消費者の被害回復の観点から、立証が困難な口頭での拒絶に頼らず、一見して明らかなステッカー等による拒絶の意思表示を認めることが、被害救済に大きく役立つことは、弁護士会や消費者団体からも指摘されています。消費者庁の資料によれば、北海道はステッカーの貼付を拒絶の意思表示として運用しており、消費生活センターのあっせん交渉で活用されているとのこと。

そこで今回、消費者施策推進指針の改定にあたり、訪問販売による被害の実態を踏まえ、ステッカー等による訪問販売の拒絶の意思表示を指針に位置付け、条例改正に向けて取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

ステッカー等による訪問販売の規制については、「健全な事業者の営業活動の阻害」、「規制による地

域の見守り活動や地域コミュニケーションへの影響」、「ステッカーを張った高齢者の狙い撃ち」等の規制への懸念も指摘されており、必ずしも最善な解決策とならないと考えています。

そこで、悪質な訪問販売による消費者被害を防止するため、平成30年に県は、適正な勧誘に向けて自主的に取り組む事業者団体と「悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言」を行い、「神奈川で悪質な訪問販売を許さない」という機運を醸成し、撲滅に向け一丸となって取組を進めているところです。

また、新たな「かながわ消費者施策推進指針」に、「消費者から信頼される事業者活動の促進」を位置付け、事業者団体等と連携し、消費者向け啓発等を共同で実施するとともに、事業者向けにコンプライアンス意識向上の研修等を行い、消費者トラブルの未然防止を図ることとしています。

引き続き、事業者団体等が行う適正な勧誘に向けた自主的な取組を支援し、連携して消費者トラブルの未然防止を図ります。

2. 適格消費者団体の活動維持・発展に向けた支援強化について

適格消費者団体は、消費者問題の解決において重要な役割を果たしています。これらの団体は、消費者が不当な取引や詐欺行為などの被害に遭った際に、集団的な救済や差止請求を行うことで、消費者の権利を守るための活動を行っています。特に、大規模な消費者被害が発生した場合には、個々の消費者が単独で対応するのは困難であり、適格消費者団体が中心となって問題解決に取り組むことが不可欠です。

しかし、適格消費者団体の運営は、会員からの会費やボランティア活動に依存しているのが現状です。これでは、持続的な活動や大規模な問題への対応が難しくなります。そこで、「消費者庁及び消費者委員会設置法」や「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」では、適格消費者団体に対する資金確保や情報提供など政府に必要な措置を講ずることを求めており、自治体としても連携が必要です。

消費者団体の活動の自主性を尊重しつつも、行政や事業者からの財政支援や情報提供を充実させることが必要です。これにより、適格消費者団体がより効果的に活動できる環境を整備し、消費者保護のさらなる推進が期待できます。

そこで県としても、適格消費者団体の自主性を保ちながら、活動資金の助成や必要な施設・設備の提供、情報提供の充実、寄付を受けやすくする制度の改善といった支援を強化し、適格消費者団体が活動を維持・発展させられる具体的な取り組みを進めることが必要と考えますが、知事の意気込みを伺います。

【黒岩知事答弁】

近年は悪質商法に対する苦情相談や、デジタル社会を反映した新たな消費者トラブルが急増しており、消費者に代わって、事業者の不当な行為等に対して差止請求などを行うことができる、「適格消費者団体」の活動が広がることは、県内の消費者被害の未然・拡大防止に寄与するものと考えています。

「神奈川県消費生活条例」においても、適格消費者団体に対する支援を位置付けており、団体の活動支援のため、平成27年度から国の地方消費者行政強化交付金等を活用して財政的支援を行ってきました。

また、事業者への差止め請求や申入れ等を検討する際に、適格消費者団体が行う理事会の開催場所の提供や、県のイベント等において団体の活動や制度の周知を図るなど活動を支援しています。

加えて、県のホームページに設置した「悪質商法目安箱」に寄せられた悪質事業者等の情報を適格消費者団体にも適宜提供することで、差止請求など、解決に向けた団体の活動を後押ししていきます。

引き続き適格消費者団体との連携を深め、活動の支援や情報提供の充実を図っていきます。

【6】暮らしと環境に重大な影響を与えるリニア中央新幹線に対する知事の姿勢について

2025年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故は、復旧に向け相当の時間を要すこととなり道路陥没や地盤沈下は私たちの暮らしに深刻な影響を与えることを示しました。交通基盤整備による被害と

して、県内では2017年に首都高速道路横浜北線工事で擁壁のひび割れや地盤沈下が発生し、2020年には相鉄東急直通線工事に伴う道路陥没事故が起きました。

そして、リニア中央新幹線工事でも問題が続いています。2024年8月には東京都品川区の目黒川で気泡が発生し、10月には町田市の民家の庭から水と気泡が噴出しました。JR東海は工事を中断し、因果関係を調査中です。岐阜県瑞浪市では、リニア工事による水枯れや地盤沈下が続いており、環境影響評価書に記載された対策が実施されていなかったことも判明しました。これはコストや工期優先で住民が犠牲になった例です。

リニア中央新幹線は、品川―名古屋間の工事が進んでいますが、約8割がトンネルで、特に都市部では地上40メートル以深の大深度トンネルを掘削する大規模事業です。静岡県大井川流域での水枯れや異常出水、東京外環道工事のような陥没の危険、東京ドーム約50杯分の残土処理など、問題が山積しています。残土には重金属が含まれ、大雨による崩落の危険も指摘されています。本県でも残土の不法投棄が問題となり、相模原では新駅設置に反対する住民運動が続いています。

2016年、政府はリニア新幹線に3兆円の財政投融资を決定しましたが、品川―名古屋間の総工事費は5.5兆円から7兆円以上に膨らみ、工期の遅れや費用増加が避けられない状況です。JR東海は2027年の開業を断念し、静岡県での着工も未定です。工事の遅れは全国的に広がり、進捗率は10～20%程度と推定されています。

リニア新幹線は既存の新幹線の4倍の電力を消費し、省エネに逆行します。リモートワークの普及で乗降客数の見込みも下方修正が必要です。政府は大災害時の代替手段としてリニアを位置づけていますが、大深度地下を走るリニアこそ災害時に危険です。

品川―名古屋間の所要時間は現行の東海道新幹線で約1時間半、リニアでは40分とされますが、50分の短縮のために巨額の予算を投入し、自然環境や住民生活に深刻な影響を与えるべきではありません。在来線では運転手不足や窓口の無人化が進んでおり、リニア事業の経済性も疑問視されています。

知事はリニア推進の立場ですが、住民の安全と環境を守るため、勇気をもって撤退を進言することこそ、命に責任を持つ知事のなすべき対応と考えますが、見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

リニア中央新幹線は、首都圏など三大都市圏を結ぶ我が国の新たな大動脈であり、開業により、沿線都市との移動時間が飛躍的に短縮され、ビジネスや観光に新たな交流が生まれるなど、神奈川の経済に及ぼす効果は、非常に大きいものと認識しています。

そこで、県は、総合計画である「新かながわグランドデザイン」に、首都圏や全国との交流連携を強化するため、リニアの建設促進を位置付けています。

リニアの整備について、県と県内市町村などで構成する期成同盟会では、安全確保に万全を尽くすこと、環境影響を可能な限り低減するよう必要な措置を講じることなどを申し入れており、JR東海は、これを受け、県内各地で住民の安全や環境に配慮しながら、適切に工事を進めています。

こうしたことから、リニア事業の撤退を進言する考えはありません。

以上